

エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務 仕様書

1. 業務名 エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務

2. 業務目的 本業務は、市が行うエコアイランド宮古島推進計画の抜本的な改訂作業を支援するものである（以下、現行の推進計画を「現行計画」、改訂後の計画を「次期計画」、両者を区別する必要があるときは「推進計画」と言う）。

3. 業務背景

本市では、エコアイランド宮古島の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき推進計画を策定し、その目標達成に向けて取り組みを行い、一定の成果を収めてきた。

現行計画では、「エコアイランド宮古島宣言 2.0（以下「宣言」という。）」にちなんだ指標を「5つのゴール」として関連する市の事業を挙げているが、以下のような課題を解決することを念頭に次期計画を策定する必要がある。

(1) 条例前文中に「宮古島に関わる全ての人々が一体となり努力する必要がある。」

と示されているとおり、環境問題には幅広い主体の参画が必要であるが、「エコアイランド」の名称の認知度が高い一方、具体的な内容がわからないとする市民等が多いと思われ、また市役所内部においてもエコアイランド推進の重要性や体系づけについての理解が十分であるとは言えない状況にある。

⇒ 改訂に係る議論等において市関係部局ならびに市以外の主体等を参画させることが必要。

(2) 推進計画では市が主体となる事業のみが挙げられているので、その実施は担保されているが、条例前文にある「宮古島に関わる全ての人々が一体となり努力する必要」が抜け落ちている。

⇒ 事業等の実施についての担保に留意しつつ市以外の主体等による活動等の組み入れを検討することが必要。

(3) 指標とゴール（理想的目標）が混同されているほか、指標として理想的目標や複数要因の影響を受けるデータなどが用いられていることから、個別事業の実施成果を適切に評価することが困難となっている。

⇒ 宣言を目標として具体化し、適切な指標を設定することが必要。

(4) 推進計画に密接な関連を有する「環境モデル都市行動計画」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が個別に策定されており、政策体系が分かりづらく、市の業務効率も損なっている。

⇒ 環境モデル都市行動計画及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を組み込むことが必要。

(5) 推進計画は、短期的に成果を挙げることが難しい環境問題への対応を主眼としているにもかかわらず、これまで単年度ごとの見直しを行っているため、計画期間を複数年度とする必要がある。

⇒ 令和9年度を初年度とする5カ年計画とすることが必要。

なお、業務受託者の指摘による課題及び提案による課題への対策については、市が適当と認めた場合にはそれを採用する。

4. 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容 宮古島市エコアイランド推進課が行う次期計画策定を支援するため、業務受託者は以下の業務を行う。

(1) 本市の現状及び課題の把握・分析・整理

業務背景及び国、県などの政策との整合性を踏まえ、本市のエコアイランド推進に係るステークホルダーの現状、課題を整理する。また、エコアイランド推進に係る目標及び指標の設定に必要なデータの収集・整理を行う。

(2) 市民等意見の把握・反映

本市に関わる全ての人が、エコアイランド推進への取り組みを「自分ご

と」として捉え、計画策定プロセス及び計画実施への参画を促すべく、効果的な「巻き込み手法」を通じた意見把握を実施する。具体的には、一般市民やエコアイランド推進に係る主要なステークホルダーなどを対象としたワークショップ、シンポジウム等を開催する。なお、意見把握の手法については事業者の提案によるものとする。

得られた意見は、次期計画策定の検討材料とする。

(3) 長期目標と短期指標の見直し

上記(1)、(2)の結果を踏まえ、次期計画の長期目標（概ね 10 年以上先）と短期指標（概ね 5 年程度で達成が見込まれる）の原案を策定する。策定にあたっては、その設定根拠及び進捗管理方法を明示すること。

なお、長期目標とは計画を通して目指すべき理想とする姿を指す。短期指標とは、長期目標に近づいているかを計るための定量的または定性的データを指す。

(4) 次期計画原案の策定

「エコアイランド宮古島推進計画」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「環境モデル都市行動計画」を統合した計画の原案を策定する。

次期計画の期間は 5 年とする。

(5) 推進本部会議等の設置・運営

エコアイランド宮古島推進本部会議、エコアイランド宮古島推進計画担当者会議、エコアイランド宮古島推進計画検討委員会に必要な資料を作成し、各会議に対面で出席し、議事録の作成を行う。また、専門知識を要する質問への回答等、必要な場面における支援を行う。

なお、各会議の招集、会場準備、議事進行、内容説明、委員報酬等の支払い事務については市が行う。

- ・エコアイランド宮古島推進本部会議 2 回程度
- ・エコアイランド推進計画担当者会議 3 回程度
- ・エコアイランド宮古島推進計画検討委員会 3 回程度

※各会議の構成員（予定）は別紙に示すとおり。

(6) 打合せ協議

本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。なお、初回と最終の打ち合わせは対面にて実施することとし、その他の打合せはweb開催も可とする。

6. エコアイランド宮古島推進計画策定スケジュール（案）

R8.8月～：市民等意見把握の実施

R8.9月：担当省会議、推進本部（諮問内容の確認）

R8.10月：検討委員会（諮問）

R8.11月：担当省会議（委員意見を踏まえた検討）

R8.12月：検討委員会（進捗報告）

R9.1月：検討委員会（原案討論）

R9.2月：パブリックコメント

R9.3月：推進本部（答申、計画の承認）

※上記スケジュール（案）は、受注者の提案内容により変更可能とする。

7. 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

(1) エコアイランド推進計画及びその概要版 各10部

(2) エコアイランド推進計画検討委員会等の会議議事録 各1部

(3) その他各種調査、集計、分析結果及び関連資料一式 各1部

(4) 上記(1)～(3)の電子データ1部

※納品する電子媒体の種類については、別途協議する。

8. 成果品納入場所

宮古島市環境衛生局エコアイランド推進課

9. 業務実施上の留意点

次期計画は、計画期間を令和9年度からの5年間とすることとしているが、令和8年度中にエコアイランド宮古島の推進に関する条例第8条第2項において、計画を毎年見直す旨の規定を改正することを前提としている。令和8年度中の条例改正が見通せない場合は、次期計画の計画期間を1年に変更することがある。

10. 業務実施上の遵守事項

受託者は、業務実施にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (4) 個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の策を講じること。
- (5) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

11. 参照すべき図書及び例規

- (1) 令和7年度エコアイランド宮古島推進計画（令和7年3月）
- (2) 第4次宮古島環境モデル都市行動計画（令和6年3月）
- (3) 宮古島市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（令和5年3月策定、令和6年3月改定）
- (4) エコアイランド宮古島の推進に関する条例（平成26年宮古島市条例第17号）
- (5) エコアイランド宮古島推進計画検討委員会規則（令和3年宮古島市規則第39号）
- (6) エコアイランド宮古島推進本部設置要綱（平成21年宮古島市訓令第9号）

※その他、本業務を遂行するにあたって必要な資料で市からの借用が必要なものについては別途協議する。

12. その他の留意事項

本業務の実施にあたり、社会一般に通常実施される業務については、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の範囲とする。

なお、本仕様書に定めのない事項及び疑義に生じた場合は、別途協議する。

(別紙)

○エコアイランド宮古島推進本部構成員

No.	職務	職名	No.	職務	職名
1	本部長	市長	10	本部員	農林水産部長
2	副本部長	副市長	11	本部員	建設部長
3	本部員	教育長	12	本部員	観光商工スポーツ部長
4	本部員	環境衛生局長	13	本部員	教育部長
5	本部員	企画政策部長	14	本部員	生涯学習部長
6	本部員	総務部長	15	本部員	水道部長
7	本部員	福祉部長	16	本部員	会計管理者
8	本部員	こども家庭局長	17	本部員	消防長
9	本部員	市民生活部長			

○エコアイランド推進計画担当国会議構成員

No.	職務	職名
1	座長	環境衛生局長
2	構成員	担当国会議の開催時項に係る担当課長等とする。なお、構成員の人数は、開催事項に応じて決定するものとする。

○エコアイランド宮古島推進計画検討委員会

No.	職務	職名
1	委員長	委員の互選により選出する。
2	委員	次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、委員定数は25人以内。 (1) 学識経験者 (2) 地域経済産業の振興に関わる者 (3) 地域活動に関わる者 (4) 地域の環境保全に関わる者 (5) 公募による市民